

株式会社まなはる 訪問看護ステーション結び

訪問看護[介護予防訪問看護]重要事項説明書

[2025 年 8 月 1 日現在]

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の概要	株式会社 まなはる
代表者役職・氏名	代表取締役 田部井 小百合
本社所在地・電話番号	兵庫県姫路市飾磨区上野田3丁目119 079-263-7274
法人設立年月日	2025年 4月 1日

2. サービスを提供する事業所の概要

1) 事業所の名称等

名 称	訪問看護ステーション結び
事業所番号	指定事業所番号 2864091497
所在地	〒672-8043 兵庫県姫路市飾磨区上野田3丁目119 城南ビルⅡ 2階東
電話番号	079-263-7274
FAX番号	079-263-7284

2) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 (祝日、12月29日から1月3日を除く)
営業時間	月曜日から金曜日まで 9時00分～17時00分

3) 事業所の職員体制

従業者の職種		職員数	職務内容
管 理 者		1名	主治医の指示に基づき、適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 従業員に、法令等の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行います。
看 護 師	常勤看護師	常勤換算法 で 2.5名以上	指定訪問看護の提供の開始に際し、主治医から文書による指示を受け、主治医に対して訪問看護計画書・報告書を提出し、主治医と連携を図ります。指示に基づき訪問看護計画を作成し、利用者等への説明を行い同意を得、交付するとともに、状況により修正を行います。
	非常勤看護師		

		利用者とその家族に対し、病状や心身の状況、環境の的確な把握に努め、適切な指導・サービスの提供を行います。 サービス担当者会議への出席等により、介護支援事業者と連携を図ります。訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。
事務職員	必要数	事務業務、通信連絡事務等を行います。

※身分証携行義務 訪問看護職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

4) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	姫路市(家島町、安富町、夢前町一部は除く) 他は相談となります。
------------	-------------------------------------

3. サービスの内容

- ① 病状・心身の状況の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排せつ等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

4. 費用

1) 介護保険給付対象の方

介護保険による訪問看護利用料金は、介護保険負担割合(1割・2割・3割)により異なります。

介護保険による訪問看護の自己負担額は下記のとおりです。

また、介護保険給付範囲を超えたサービスの利用は全額自己負担となります。

※当ステーションの地域区分別1単位の単価は、7級地(10,21円)です。

(1) 要介護の方の利用料金表(1回の訪問看護料金)

利用時間(1回につき)	単位数	費用額 (10割)	利用者様負担		
			1割	2割	3割
20分未満 ※	314	3,205円	321円	641円	962円
20分以上 30分未満	471	4,808円	481円	962円	1,443円
30分以上 1時間未満	823	8,402円	841円	1,681円	2,521円
1時間以上 1時間30分未満	1,128	11,516円	1,152円	2,304円	3,455円

(2) 要支援の方の利用料金表(1回の訪問看護料金)

利用時間(1回につき)	単位数	費用額 (10割)	利用者様負担		
			1割	2割	3割
20分未満 ※	303	3,093円	310円	619円	928円
20分以上30分未満	451	4,604円	461円	921円	1,382円
30分以上1時間未満	794	8,106円	811円	1,622円	2,432円
1時間以上1時間30分未満	1,090	11,128円	1,113円	2,226円	3,339円

※ 20分未満の訪問について、週1回以上、20分以上の訪問を行った場合に算定できます。

※夜間・早朝・深夜加算について

緊急時訪問看護加算対象の方で、夜間・早朝・深夜の訪問が月内に2回目となったときより算定します。

夜間(午後6時～午後10時)または早朝(午前6時～午前8時)の訪問の場合、上記単位数の25%増、

深夜(午後10時～午前6時)の訪問の場合、上記単位数の50%増となります。

(3) 加算料金

加算項目		単位数	費用額 (10割)	利用者負担額		
				1割	2割	3割
①初回加算(退院当日)	訪問初回のみ	350	3,573円	358円	715円	1072円
〃 (退院翌日以降)	〃	300	3,063円	307円	613円	919円
②退院時共同指導加算	1回につき	600	6,126円	613円	1,226円	1,838円
③特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	500	5,105円	511円	1,021円	1,532円
〃 (Ⅱ)	1月につき	250	2,552円	256円	511円	766円
④緊急時訪問看護加算Ⅱ	1月につき	574	5,860円	586円	1,172円	1,758円
⑤複数名訪問加算	30分未満の場合	254	2,593円	260円	519円	778円
〃	30分以上の場合	402	4,104円	411円	821円	1,232円
⑥ターミナルケア加算	死亡月につき	2500	25,525円	2,553円	5,105円	7,658円
⑦長時間訪問看護加算	1回につき	300	3,063円	307円	613円	919円

(4) その他費用

死後の処置料	10,000円＋消費税
通常の実施地域以外の交通費(自動車)	100円＋消費税/回
キャンセル料	前日までに連絡いただいた場合 不要
※ただし利用者様の急な入院や体調不良による受診等正当な理由の場合は発生しません。	当日、訪問までに連絡いただいた場合 2000円
	訪問までに連絡のない場合 1提供当たりの100%

※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導料を算定する場合は算定しません。

※ 退院時共同指導料は入院若しくは入所中の者が退院又は退所するに当たり、主治医その他の事業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に加算します。また初回加算を算定する場合は算定しません。

※ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者に限ります。特別管理加算(Ⅰ)は①

に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対して指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。

- ①在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
- ②在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者
- ③人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
- ④真皮を超える褥瘡の状態にある者
- ⑤点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

※ 緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合に加算します。

※ 複数名訪問加算(Ⅰ)は、二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。

※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者に対して、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡された場合を含む。)は、死亡月に加算します。

※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が90分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(60分以上90分未満)に加算します。

※ 交通費について

姫路市(家島町、安富町、夢前町一部は除く)にお住まいの方は無料です。対象地域を超える場合は100円＋消費税/回、自動車以外での訪問の場合は交通費の実費、有料駐車場を利用した場合は、実質相当額を徴収いたします。

※ サービス実施のために使用する水道・ガス・電気、衛生材料(ガーゼ・テープなど)の費用は利用者負担となります。

※ 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

2) 医療保険対象の方

医療保険による訪問看護の自己負担額は、下記の金額で計算したのち、医療保険の負担割合

(1割・2割・3割)により決まります。

(1) 医療保険対象の料金表

基本利用料金	週 3 日まで	週 4 日以降
基本療養費Ⅰ	5,550 円	6,550 円
基本療養費Ⅱ(同一建物住居同一日 3 人以上)	2,780 円	3,280 円
基本療養費Ⅲ(入院中の外泊時)入院中1回のみ	8,500 円	
訪問看護療養管理費	7,670 円 (月の初日)	3,000 円 (2 回目以降)

※夜間(午後 6 時から午後 10 時)早朝(午前 6 時から午前 8 時)の場合は、基本療養費に夜間・早朝訪問看護加算(2100 円)、深夜(午後 10 時から午前 6 時)の場合は深夜訪問看護加算(4200 円)が加算されます。

(2) 加算料金

① 24 時間対応加算	6,520 円 /月 1 回
② 特別管理加算	5,000 円 または 2,500 円 /月 1 回
③ 乳幼児加算(6 歳未満)	1,800 円 または 1300 円/日 /1 日につき
④ 退院時共同指導加算	8,000 円 /初日の訪問日に 1 回
⑤ 特別管理指導加算	2,000 円 /初日の訪問日に 1 回
⑥ 退院支援指導加算(退院日の訪問) 基本	6,000 円/退院の翌日以降初回訪問日に 1 回
〃 特別な場合	8,400 円/退院の翌日以降初回訪問日に 1 回
⑦ 在宅患者連携指導加算	3,000 円/回 /月 1 回まで
⑧ 在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000 円/回 /月 2 回まで
⑨ 夜間(18～22 時)・早朝(6～8 時)訪問看護加算	2,100 円/回
深夜(22～6 時)訪問看護加算	4,200 円/回
⑩ 訪問看護情報提供療養費	1,500 円/回 月 1 回まで
⑪ ターミナルケア療養費Ⅰ	25,000 円 /死亡月
〃 Ⅱ	10,000 円 /死亡月
⑫ 複数名訪問看護加算	4500 円 /週 1 回

※介護保険証をお持ちの方でも、厚生労働省の指定する疾患や特別訪問看護指示書の交付の方は、医療保険での訪問となります。

〈厚生労働大臣の定める状態にあるもの〉

(イ) 末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)、多系統萎縮症(綿糸体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態

(ロ) 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

※24 時間対応体制加算は、利用者又はその家族に対して 24 時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある旨を説明し、同意を得た場合に加算します。

※ 医師の指示に基づき、週 3 回までは健康保険法が適用されます。ただし、厚生労働大臣の定める疾患や病状に該当する場合、特別訪問看護指示書交付の方は訪問回数の制限はありません。

※標準の訪問時間は 1 回の訪問につき 30 分～90 分程度です。

(3) その他費用

死後の処置料	10,000 円＋消費税
通常の実施地域以外の交通費(自動車)	100 円＋消費税/回

※交通費について

姫路市(家島町、安富町、夢前町一部は除く)にお住まいの方は無料です。自動車以外での訪問の場合は交通費の実費、有料駐車場を利用した場合は、実質相当額を徴収いたします。

※サービス実施のために使用する水道・ガス・電気、衛生材料(ガーゼ・テープなど)の費用は利用者負担となります。

3) 利用料金の請求及びお支払い方法について

毎月 1 ヶ月の利用料金をまとめて、原則として口座引落としとさせていただきます。但し、振込にかかわる手数料は利用者様の負担になります。

サービス提供月の翌月 27 日(休日、祝日の場合は翌営業日)に引き落としされます。

5. 事業所の特色

1) 事業の目的

主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対し、適切な訪問看護サービスを提供することを目的とします。

2) 事業方針

心身の特性を踏まえて、日常生活動作の維持、回復を図るとともに自立生活の確保を重視した在宅療養ができるように支援します。

また、関係市町村や、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。

6. サービス内容に関する苦情相談窓口

ご相談や苦情などがございましたら当事業所窓口まで遠慮なくお申し出ください。

【苦情相談窓口】

担 当	管理者 : 田部井 小百合
電話・FAX	電話 : 079-263-7274 FAX: 079-263-7284
受付日	月曜日から金曜日 (祝日、12月29日から1月3日を除く)
受付時間	月曜日から金曜日まで 9時00分～17時

上記のほか、下記の窓口でも受け付けています。

姫路市 介護保険課	電話： 079-221-2923 受付時間： 9時00分～17時
兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	電話： 079-332-5617 受付時間： 8時45分～17時15分

7. 緊急時等における対応方法

サービス提供中に、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、状況確認の上、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定している連絡先家族、介護支援専門員等の連絡先に報告します。

8. 事故発生時の対応

当事業所では事故を未然に防ぐための職員教育などに努めています。しかしやむを得ず訪問看護の提供中に事故が発生した場合は、速やかに必要に応じ手当を行い、主治医や家族などの連絡先に報告します。市町村への報告などについては各市町村等の事故発生時の報告取扱規程等に従い対応します。

当事業所は、損害賠償保険に加入しています。事故の状況により、当事業所に故意、または重大な過失があり、利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

以下の場合は、当事業所は賠償責任を負いかねます。

- ・利用者が故意に身体や病歴、サービスに必要な事柄に関する事実を告げず、それが原因で損害が発生した場合
- ・急激な体調変化が当事業所のサービスと無関係で、それが原因で損害が発生した場合
- ・利用者が事業所・従業員の指示に従わず、その結果として損害が生じた場合
- ・天災や事故など、予見不可能な事由による損害
- ・利用者の家族や第三者による行為で生じた損害

9. 個人情報の保護

利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めます。また、事業所が得た個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得ます。

10. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- 2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- 3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- 4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用

者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11. 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の 1)～3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容について記録します。また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- 1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- 2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- 3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

12. 記録の整備

指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する記録を整備し、サービス提供を終了した日から5年間保存します。

13. 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- 1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- 2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- 3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

14. 業務継続計画の策定等について

- 1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15. 契約の解除について

1) 訪問看護契約の当然終了

- ① 主治医が訪問看護の必要性がないと認めた場合
- ② 利用者が介護老人福祉施設、介護保険施設又は介護療養型医療施設に入所した場合
- ③ 利用者が死亡した場合
- ④ 事業所の滅失または重大な毀損により、訪問看護の提供が不可能となった場合
- ⑤ 事業所が介護保険法に基づく指定を取り消された場合

2) 利用者の解約による終了

利用者は事業者に対し、訪問看護契約を終了させる日から起算して7日前までに解約を申し入れることにより、契約を終了させることができます。ただし、以下の場合には解約の申し入れにより直ちに本契約を終了させることができます。

- ①利用者が入院したとき
- ②事業者がその責めに帰すべき事由により訪問看護契約の条項に違反したとき
- ③その他やむを得ない事由がある時

3) 事業者の解約による終了

事業者はやむを得ない事由により事業所を閉鎖するときは、閉鎖する日の少なくとも1か月前に解約の申し入れを行うことにより、訪問看護契約を終了することができます。

4) 事業者の契約解除による終了

事業者は、次に掲げるいずれかの場合には、訪問看護契約を解除することができます。

- ①利用者が利用料などの支払いを3か月以上遅延し、事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その支払いをしなかったとき
- ②利用者が、留意事項に違反した場合であって、当該利用者に対して訪問看護を提供することが著しく困難になったとき
- ③利用者が正当な理由なくサービスのキャンセルをしばしば繰り返したとき
- ④利用者またはその家族等から、社会通念上許容される限度を超えるハラスメント(身体的暴力・精神的暴力・セクシャルハラスメント等の言動)等の行為によって相互の信頼関係が損壊し改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが不可能となったとき

5) 契約終了の際の連携等

事業者は、訪問看護契約の終了に際し、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医および居宅支援事業者等に対する情報提供ならびに保健医療サービスまたは福祉サービスとの連携に努めます。

16. 利用にあたってのお願い

- 1) サービスの提供に先立って、健康保険証、介護保険被保険者証、そのほか受給者証等を確認させていただきます。変更があった場合は速やかにお知らせください。
- 2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、必要により、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。
- 3) 主治医の指示ならびに利用者に係る居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが作成する「居宅(介護予防)サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
- 4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- 5) サービス提供の時間は、交通事情や緊急訪問等による遅れなどにより、お約束した時間に訪問できな

い場合は連絡の上、訪問日時をご相談させていただくことがあります。15 分程度の遅れの場合、連絡せずに最短で訪問できるように致しますのでご了承ください。

- 6) 重要事項説明書に記載された内容に変更があった場合や制度改正、消費税の変更などに伴い料金等に変更があった場合は、書類にて説明の上、同意を求めます。

個人情報使用同意書兼重要事項説明書同意書

個人情報の利用目的

1. 居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議および介護支援専門員との連絡調整において必要な場合
2. 主治医・関係医療機関との連携のための情報提供
使用する事業者の範囲: 利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者
条件: ①個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外のものに漏れることのないよう細心の注意を払うこと
②個人情報を使用した会議においては、出席者・議事内容等を記録しておくこと
3. サービス提供に関する以外で、以下のとおり必要がある場合。
①医療保険・介護保険請求事務、保険者への相談・届出・照会の回答
②損害賠償保険に係る保険会社等への相談または届出等
4. 収集した個人情報の保存方法、保存期間及び廃棄処分については、適用される法律のもと処分すること。

当事業者は、訪問看護サービスの提供開始に当たり、利用者に対して訪問看護重要事項説明書に基づいてサービス内容および重要事項を説明しました。

年 月 日

事業者名称 株式会社 まなはる 訪問看護ステーション 結び

所住地 兵庫県姫路市飾磨区上野田 3 丁目 119 城南ビルⅡ 2階東

説明者 田部井 小百合

私は、訪問看護サービスについて訪問看護重要事項説明書に基づいて、事業者から説明を受けました。また私（利用者）および家族の個人情報については、上記に記載する通り必要最小限の範囲内で使用することに同意しました。

年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

ご家族 住所 _____

氏名 _____ 印

(続柄:)